

須賀川市旅行商品企画助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、本市の地域資源を活用した旅行商品を企画及び実施することにより、観光誘客の推進及び交流人口の拡大を図ることを目的とし、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条による登録を受けている旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者」という。）とする。

2 助成対象事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 各業界が定める新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン等に沿った感染防止対策を徹底すること。

(2) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(3) 前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(4) その他感染症の状況等により本市が必要とする対応に協力すること。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する旅行（以下「対象旅行」という。）の参加者募集及び実施とする。

(1) 4月1日から翌年3月31日までの期間に実施すること。

- (2) 須賀川市内の施設又は須賀川市内で開催されるイベント等の1つ以上に訪問し、参加し、又は見学する行程が組み入れられた旅行であること。
- (3) 須賀川市外を出発地とすること。
- (4) 同一行程及び同一日程における実際の参加人数（乗務員及び添乗員を含まない。）が10人以上であること。
- (5) 須賀川市内において1回以上の食事をとること。
- (6) 公序良俗に反する旅行内容でないこと。
- (7) 旅行に関する参加人数、利用施設等が確認できる行程表、請求書、領収書等を提出すること。
- (8) 参加者へのアンケート調査を実施すること。
- (9) 須賀川市の魅力について、SNS等での情報発信を参加者に呼びかけること。

（助成対象要件及び助成額）

第4条 助成対象要件及び助成額は、別表1及び別表2のとおりとする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする旅行者（以下「申請者」という。）は、須賀川市旅行商品企画助成金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、須賀川市旅行商品企画助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、決定をする場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

（変更等の承認申請）

第7条 前条の規定による決定の通知を受けた旅行者（以下「助成業者」という。）は、対象事業について変更又は中止しようとするときは、速やかに須賀川市旅行商品企画助成金変更（中止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、当該様式に定める項目以外の変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、これを適当と認めるときは、須賀川市旅行商品企画助成金変更（中止）承認通知書（第4号様式）により助成業者に通知するものとする。

(変更又は取消しの決定)

第8条 市長は、前条の変更等申請書を受理したときは、必要に応じて助成金の交付について変更又は取消しを決定し、須賀川市旅行商品企画助成金交付決定変更（取消）通知書（第5号様式）により助成業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 助成業者は、対象事業を実施した日から起算して14日を経過した日又は助成金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、須賀川市旅行商品企画助成金実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類を審査し、適当と認めた場合には、交付すべき助成金の額を確定し、須賀川市旅行商品企画助成金確定通知書（第7号様式）により助成業者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第11条 助成業者は、助成金の請求をしようとするときは、須賀川市旅行商品企画助成金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手続により助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 交付の決定の内容、条件、指示等に違反したとき。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の須賀川市旅行商品企画助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の助成金の申請について適用し、同日前の助成金の申請については、なお従前の例

による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月11日から施行する。

別表1（第4条関係）

対象事業	助成対象要件		助成額
1 対象旅行の参加者募集	チラシ等に対象旅行の参加者募集に係る掲載をすること。		参加者募集に係るチラシ作成等の経費実額（千円未満を切捨て）で、1件の旅行商品につき2万5千円を限度とする。
2 対象旅行の実施	対象旅行を実施すること。	(1) 市内に宿泊しないものである場合	参加者の1人当たり旅行代金の2分の1（千円未満を切捨てとし、5千円を限度）で、1件の旅行商品につき20万円を限度とする。
		(2) 市内に1泊以上するものである場合	参加者の1人当たり旅行代金の2分の1（千円未満を切捨てとし、1万円を限度）で、1件の旅行商品につき30万円を限度とする。

備考

- 1 参加者募集について、同一の媒体に複数の旅行商品を掲載するときは、1件とみなす。
- 2 別表2に掲げる施設のうち、すかがわ観光物産館flattoを含む2箇所以上を行程に組み入れた場合、助成額及び限度額に1人当たり1千円を上乗せする。
- 3 旅行者に対する助成金の交付は、一会計年度、40万円を限度とする。（市内の旅行者については、50万円とする。）
- 4 旅行代金は、販売額として旅行出発前に参加者に提示される見積額とし、国又は本市以外の地方自治体等の事業によって割引対象となる旅行の場合、助成額の旅行代金は、クーポン相当額を含む割引を行った後の価格とする。
- 5 旅行代金は、消費税を含み、入湯税を除いた額とする。

別表2

対象施設等
すかがわ観光物産館flatto
国指定名勝「須賀川の牡丹園」
須賀川特撮アーカイブセンター
円谷英二ミュージアム
円谷幸吉メモリアルホール
風流のはじめ館
ふくしま森の科学体験センター（ムシテックワールド）
藤沼湖自然公園